

群馬県全国がん登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）に基づく群馬県における全国がん登録事業の実施に関し、必要な事項を定めることにより、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 群馬県における全国がん登録事業（以下「本事業」という。）の実施主体は、群馬県とする。

(事業内容)

第3条 群馬県は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 診療所の指定及び取消し

診療所からの申請に基づき届出を行う診療所の指定（以下、指定を受けた診療所を「指定診療所」という。）及び指定診療所の取消し

(2) 情報の収集

ア 全国がん登録届出票（以下「届出票」という。）の収集

イ 死亡者新規がん情報に係る遡り調査の実施

(3) 情報の審査等及び提出

届出票及び遡り調査票その他の情報の審査及び整理、厚生労働省への提出

(4) 情報の利用及び提供

がんに係る調査研究等のための情報の利用及び提供

(5) 都道府県がんデータベースの整備及び匿名化

ア 全国がん登録の情報のうち群馬県に係るがん情報（以下「群馬県がん情報」という。）を一体的に記録し保存する都道府県がんデータベースの整備

イ 全国がん登録情報の匿名化が行われなければならない期日までの匿名化又は消去

(6) その他

上記(1)から(5)のほか、本事業の実施に関し必要な事項

(業務委託)

第4条 群馬県は、前条第2号から第5号の事項について、次の事項を満たす者へ委託することができる。

ただし、第4号の情報の提供の決定、第5号のデータベースの整備に係る決定及び匿名化の方法に係る決定は除く。

(1) がん医療についての科学的知見を有する者

(2) がん医療についての科学的知見を有する者等で組織された審議会（以下「審議会」という。）において、適当と認められた者

(届出の対象)

第5条 届出の対象となる「がん」とは、次の疾病をいうものとする。

(1) 悪性新生物及び上皮内がん

(2) 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍（第1号に該当するものを除く。）

(3) 卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。）

ア 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍

イ 境界悪性漿液性のう胞腺腫

ウ 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍

エ 境界悪性乳頭状のう胞腺腫

オ 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫

カ 境界悪性粘液性のう胞腫瘍

キ 境界悪性明細胞のう胞腫瘍

(4) 消化管間質腫瘍（第1号に該当するものを除く。）

2 届出の必要な患者は、平成28年以降、原発性のがんについて、病院又は指定診療所における初回の診断が行われた患者（転移又は再発の段階で当該病院又は指定診療所における初回の診断が行われた場合を含む。）とする。

3 原発性のがんについて、初回の診断が行われた日から起算して5年を経過した日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる当該がんについての届出は、その有用性を認めないものとする。

(届出の勧告等)

第6条 群馬県は、法で定める期限までに届出がされない場合において、特に必要があると認めるときは、当該病院の管理者に対し、期限を定めて、届出がされない情報の届出をするよう勧告することができる。

2 群馬県は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(遡り調査)

第7条 厚生労働省からの通知により、死亡者情報票から死亡者新規がん情報が判明したときは、群馬県は、当該死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院又は指定診療所に対して遡り調査を実施するものとする。

(情報の審査等及び提出)

第8条 群馬県は、病院又は指定診療所から提出のあった届出票及び遡り調査票その他の情報を審査及び整理し、厚生労働省に提出するものとする。

(情報の利用及び提供)

第9条 群馬県は、がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究等のため、群馬県がん情報を自ら利用し、又は提供することができる。

2 群馬県は、前項の情報を利用し、又は提供を行おうとするときは、「群馬県全国がん登録情報の利用に関する取扱要領」に基づいた手続きを行うものとする。

(都道府県がんデータベース)

第10条 群馬県は、第3条第1項第5号に規定する都道府県がんデータベースに保存する群馬県がん情報について、がんを罹患した者の原発性のがんについて初回の診断が行わ

れた日から起算して 100 年を経過した日の属する年の翌年の 12 月 31 日までに、当該がんにかかった者の識別ができないよう匿名化の加工を行い、又は消去しなければならない。

2 群馬県は、都道府県がんデータベースに記録し保存する情報の対象範囲を拡大しようとするとき、又は、匿名化を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

(集計及び解析)

第 11 条 群馬県は、登録した情報について、必要な集計、解析を行うものとする。

(結果の公表)

第 12 条 群馬県は、集計、解析した結果の報告を必要に応じて公表するものとする。

(秘密保持義務その他の義務)

第 13 条 本事業に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示等の制限)

第 14 条 本事業により収集された情報（第 4 条第 1 項第 5 号に規定する都道府県データベースに記録された群馬県地域がん登録の情報を含む。）は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）その他の個人情報の保護に関する法令（条例を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定による開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができない。

(協力の要請)

第 15 条 群馬県は、この要綱に定めるほか、本事業の実施に関し必要があると認めるときは、市町村、病院又は指定診療所その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 4 日から施行する。